

適合証明技術者登録申請について

適合証明技術者登録と講習会（適合証明）は、同時に受付をいたします。

受付は、支部窓口（受付支部一覧参照）で行います。

適合証明技術者登録の申請書は、支部窓口にありますので、窓口で記入・捺印していただくことになっています。

（代表者印が持ち出せない方は、窓口まで取りに来ていただく必要がございます。）

登録に必要な書類、費用は、次のとおりです。

適合証明技術者登録に必要な書類

- ① 適合証明技術者登録申請書（支部窓口で記入・捺印ください。）（3枚複写になっています。）
- ② 適合証明業務に関する確認書（支部窓口で、記入・捺印ください。）（2枚複写）
※登録申請者が法人である場合の代表者印は、法務局届出の代表者印（丸印）を押印してください。
※登録開設者名（登録開設者が個人である場合に限る）及び適合証明技術者名はそれぞれ自署していただく必要があります。
- ③ 都道府県知事または指定事務所機関が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し（各事務所で保管されている建築士事務所登録副本の第5号様式の写し）
※ただし、住所等変更事項がある場合は、建築士事務所事項変更届の写しも添付が必要になります。
- ④ 登録予定建築士の建築士免許証または免許証明書写し
- ⑤ 登録予定建築士の写真3枚
無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写したカラーの証明写真（白黒は不可）
縦3.0 cm、横2.4 cmで30年4月以降に撮影したもの
- ⑥ 運転免許証等本人の氏名と写真が確認できる書類の写し（運転免許証、パスポート等公的機関発行の写真付資格証等）
※上記の確認できる書類がない場合には、保険証のコピーを持参のうえ、登録予定建築士本人が登録窓口で申請を行ってください。
- ⑦ 登録開設者の印鑑
 - ア) 登録開設者が法人の場合
法務局届出の代表者印（丸印）
※「適合証明業務に関する確認書」に押印する登録開設者印は、法務局届出の代表者印（丸印）を押していただきます。なお、「適合証明技術者登録申請書」に押印する開設者届出印は、原則としての開設者（代表者）の印鑑を押印していただきますが、業務上の都合により、開設者（代表者）の印鑑以外の責任者の印鑑を使用する必要がある場合は、開設者が業務上使用する印鑑として認めた印鑑を押印することができます。
 - イ) 登録開設者が個人の場合
登録開設者の印鑑 ※シャチハタ印不可

- ⑧ 登録予定建築士の印鑑 ※シャチハタ印不可
- ⑨ 講習受講申込書－必要事項を記入のうえ、お申込みください。

登録に要する費用

(1) 適合証明技術者の1名につき登録に要する費用は、以下の通りですので、申請の際ご用意ください。

- ① 登録料 11,880円(税込)
 - ② 受講料 9,154円(税込) ※納付された受講料は、受講しない場合でも返還いたしません。
 - ③ 適合証明技術者実務手引 平成30年度改訂版 4,989円(税込)
- ①～③の合計 **26,023円(税込)**

(2) 適合証明業務登録建築士事務所」標識 1,851円(税込) (購入は、任意です。)

【受付手順】

- ① 登録申請書、確認書を窓口にてお渡し致しますので、必要事項を記載ください。
- ② 上記登録申請書、確認書、講習申込書、添付書類を窓口へ提出。
- ③ 書類の内容確認
- ④ 登録料・講習会受講料等の支払い
- ⑤ 領収書、確認書(登録開設者控)登録規程、受講券をお渡しいたします。

受付終了